



大丈夫ですか？

## ニセ水道職員の

## 巧みな勧誘に

## ご注意ください！

水道に関する調査、検査、工事などは、日夜市内の各所で行われています。工事などの種類は、開栓・閉栓、検針、漏水修繕、漏水調査、耐震管布設工事など、多岐にわたっています。従事者は、市職員、委託検針員、水道工事課から委託を受けた水道工事業者など、さまざまです。

最近、これらの業務とは別に水道担当職員を装い、依頼を受けたかのごとく、言葉巧みに浄水器の売り込みや水道管取替工事を行い、高額な料金を請求するニセ職員が出回っています。実際にあった事例を紹介いたします。

類似の手法を含め、悪質な訪問販売に十分に気をつけてください。なお、おかしいなと感じたら、直接市役所へ電話でお確かめください。

### 三谷町のKさんの場合

「水道の方から来ました。この水は汚れています。」と水道から採取した水に試薬を入れ、変色したことを確認させ、このままでは病気になると言い、高額な浄水器の購入をすすめられた。

### 西浦町のTさんの場合

「水道管のクリーニングをするよう、法律がかわりました。水道管を調べたら中がひどくさびているので、今から掘って交換します。」と言われた。見積もりもないので、おかしいと思い、市役所に確認したら「法律もかわってないし、市はあつせんもしていない。」と言われ、断った。

### 竹谷町のSさんの場合

「漏水の検査に来ました。」と訪問し、台所や洗面所の水道を流

しっぱなしにしたあげく、帰り際に調査料を請求された。本町のMさんの場合

水道メーターの定期検針の直後、ポストに入っていたお知らせ票を抜き取り、記載された料金を請求された。そして、言われるままにその料金を払ってしまった。

これらの事例では、主に一人暮らしの老人が狙われる場合が多いようです。

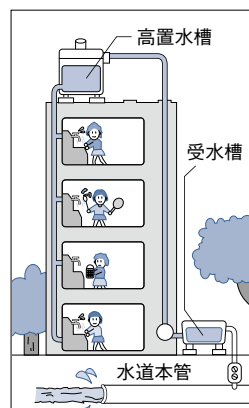
市では、次のようなことは一切行っていません。

- 浄水器のあつせん・販売
- 水道メーターボックス内の水道管に取り付ける器具のあつせん・販売
- 水道管清掃のあつせん
- 依頼のない水質検査
- 電話・戸別訪問でのアンケート調査
- 名札・身分証明書の不携帯職員の訪問

おかしいなと感じたら

水道管理課 ☎ 66♦1129  
水道工事課 ☎ 66♦1130  
まで、お確かめください。

貯水槽水道の点検はお済みですか



平成15年4月1日から水道法の一部が改正され、小規模貯水槽水道について、給水条例でビル・マンションなどの貯水槽水道に関し、水道事業者および貯水槽水道設置者の責任に関する事項が定められました。

- ① 水槽の掃除を1年以内に1回定期的に行い、いつも清潔な状態に保ちましょう。
- ② 水槽の周辺や設備の保守点検を実施しましょう。
- ③ 1年以内に1回、定期に、色、濁り、味、臭いに関する検査および残留塩素の有無に関する検査をしましょう。

問合先

水道工事課 ☎ 66♦1130  
豊川保健所蒲郡支所衛生課 ☎ 69♦3156